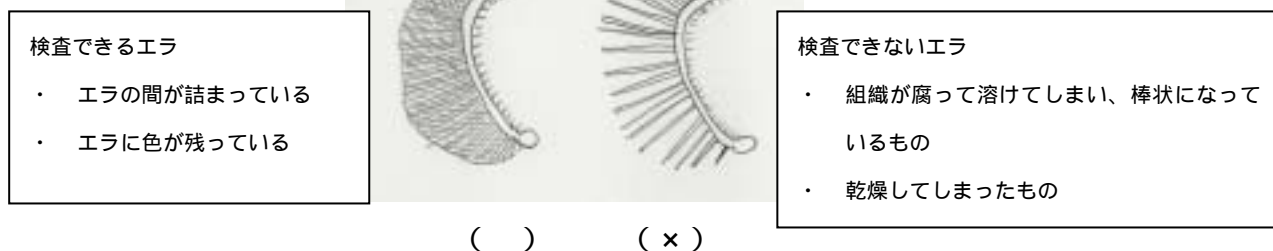


3. コイヘルペスウイルス病の疑いのあるコイの検査を希望するとき

KHV 病の疑いのあるコイの検査を希望される方は、水産試験場にご相談下さい。また、以下のような点にご注意ください。

(1) 検査に使用するコイについて

検査にはコイのエラを使用します。エラの腐敗が進んで組織が壊れているものは、検査ができません。検査にもっとも良いものはフラフラしてひん死のコイですが、そのような個体がない場合、なるべく死んで間もないものを使用します。元気なコイは、潜伏期間や検査の感度などの理由によってウイルスの存在を確認できないことがあるので検査には向きません。



() (×)

(2) 検体の保存方法について

検査数は一カ所につき5尾を目安としております。検査に使用するコイは一尾ずつビニール袋等に入れ、口はゴムなどで縛って、全体をさらに大きめのビニールに入れるなどして2重にして密封してください。水はウイルスによる汚染を広げる恐れがありますので入れないでください。保存は冷蔵で行ってください。



ウイルスが外へ漏れないよう袋は二重にして、口をしぼってください。

(3) 検体の持ち込みについて

KHV 検査を行うコイの検体は、都の職員が現場や魚を確認して採取しますが、持ち込みによる検査もお受けいたします。その場合、事前に水産試験場にご連絡ください。

上記保存方法と同様に検体を袋に入れ、輸送に時間がかかる場合は、腐敗が進まないよう発泡スチロールの箱に保冷剤を入れるなどして、冷やして運ぶようにしてください。

輸送用容器の外側は飼育水等がつかないように十分注意してください。ウイルスによる汚染が心配される場合は、70%アルコールで消毒してください。

(4) 死亡の状況や飼育状況等についての調査について

検査を希望される方には、都職員からコイの死亡状況や飼育状況などについて聞き取り調査が行われます。ご協力をお願いいたします。

(5) 結果のご連絡について

検査の結果につきましては、農林水産部水産課からご連絡いたします。水産試験場から直接のお返事はいたしませんのでご了承下さい。